



この一冊

番外編



当会会員 ● 榎尾 わかな (51期) ● Wakana Kashio

障害者の権利に関する条約の批准を受け、2016年4月1日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(差別解消法) および、改正された「障害者の雇用の促進等に関する法律」(雇用促進法) が施行されました。

これらの法律は、私たちの社会生活にも大きくかかわるものですが、この法律の意義や、私たちの生活においてどのように活用されるのかについては、よく分からないという方もいらっしゃるのではないかと思います。

これらの法律を理解するために、大事なキーワードは「共に」と「合理的配慮」だと思います。

すなわち、これらの法律は、障害のある人もない人も「共に」社会で生きていく、平等な社会の実現のためには、不当な差別的取扱いをしないだけでなく、「合理的配慮」をなすべきであり、合理的配慮の不提供もまた差別になる、という理念に基づいています。事業者については、雇用・労働分野以外は努力義務にとどまっているという問題はあるものの、これらの法律が活用されることにより、「合理的配慮」の理解が社会

『Q & A 障害者差別 解消法』



野村 茂樹、池原 毅和 著
生活書院
1,728円(税込)

に浸透し、「共に」生きる社会の実現に大きく寄与することが期待されます。

本書は、障害者差別解消法および改正障害者雇用促進法の用語や仕組み、関連法との関係を分かりやすく解説するとともに、Q&Aの形で、日常生活・社会生活の場面ごとに具体的事例を想定して、「合理的配慮」につきどのように考えられるか、過重な負担として義務を免れるのはどのような場合か、何が不当な差別的取扱いにあたるのか、説明しています。執筆者は、実際に挙げられている差別事例等にかかわってきた経験を有し、また、これらの法

制定・改正自体にかかわってきた弁護士が中心となっており、その実績に基づく書物であることも特徴的です。

ここで挙げられている事例は、実際の社会生活において起きていたこと(あるいは、起き得ること)であり、これまでは、(例えば事業者の利益・都合の観点から)障害のある人がその程度の不利益を受けても、それは仕方のないことでは?と安易に容認されたり、不当な差別であるという自覚がもたれないこともあったと思います。しかし、法の理念に則り「合理的配慮」の観点から考えると、改めて、やれること、やるべきことが見えてくるのではないかと思います。本書は、具体的事例のQ&Aにより、そのイメージ、理解を得やすくしています。

弁護士として、障害のある方から差別事例の相談を受ける場合のみならず、行政機関等や事業者側に対し、どこまで法的義務を負うのか、どのような努力義務を負っているのか、十分に理解した適切な対応をさせるためにも、是非本書を参考書籍としてお手元に置いていただくことをお勧めします。

